

令和 5 年

奈良市議会 9 月定例会  
提出議案

奈良市



# 目 次

奈良市報告第 34 号	令和 4 年度決算に基づく奈良市財政の健全化判断比率 の報告について……………	1
〃 第 35 号	令和 4 年度決算に基づく奈良市公営企業の資金不足比 率の報告について……………	2
〃 第 36 号	令和 4 年度奈良市一般会計歳入歳出決算の認定につい て……………	(別冊)
〃 第 37 号	令和 4 年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計歳入 歳出決算の認定について……………	(別冊)
〃 第 38 号	令和 4 年度奈良市国民健康保険特別会計歳入歳出決算 の認定について……………	(別冊)
〃 第 39 号	令和 4 年度奈良市土地区画整理事業特別会計歳入歳出 決算の認定について……………	(別冊)
〃 第 40 号	令和 4 年度奈良市介護保険特別会計歳入歳出決算の認 定について……………	(別冊)
〃 第 41 号	令和 4 年度奈良市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会 計歳入歳出決算の認定について……………	(別冊)
〃 第 42 号	令和 4 年度奈良市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決 算の認定について……………	(別冊)
〃 第 43 号	令和 4 年度奈良市病院事業会計決算の認定について……………	(別冊)
〃 第 44 号	令和 4 年度奈良市水道事業会計決算の認定について……………	(別冊)
〃 第 45 号	令和 4 年度奈良市下水道事業会計決算の認定について……………	(別冊)
〃 第 46 号	奈良市第 5 次総合計画の実施状況（令和 4 年度）の報 告について……………	3
〃 第 47 号	市長専決処分の報告について……………	4
〃 第 48 号	市長専決処分の報告について……………	8
〃 第 49 号	市長専決処分の報告について……………	10
〃 第 50 号	市長専決処分の報告について……………	12
〃 第 51 号	市長専決処分の報告について……………	14

奈良市報告第 52 号	市長専決処分の報告について……………	16
〳 第 53 号	市長専決処分の報告について……………	18
〳 第 54 号	市長専決処分の報告について……………	20
〳 第 55 号	市長専決処分の報告について……………	22
奈良市議案第 100 号	市長専決処分の報告及び承認を求めることについて……………	24
〳 第 101 号	令和 5 年度奈良市一般会計補正予算（第 4 号）……………	34
〳 第 102 号	令和 5 年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）……………	38
〳 第 103 号	令和 5 年度奈良市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）……………	40
〳 第 104 号	令和 5 年度奈良市病院事業会計補正予算（第 1 号）……………	76
〳 第 105 号	奈良市まち・ひと・しごと創生基金条例の制定につ いて……………	80
〳 第 106 号	奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に ついて……………	82
〳 第 107 号	生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の 整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の 施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につ いて……………	83
〳 第 108 号	奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れ る特定非営利活動法人等を定める条例の一部改正につ いて……………	85
〳 第 109 号	奈良市青少年野外活動センター条例の一部改正につ いて……………	86
〳 第 110 号	奈良市火災予防条例の一部改正について……………	89
〳 第 111 号	奈良市立学校設置条例の一部改正について……………	93
〳 第 112 号	奈良市黒髪山キャンプフィールド条例の一部改正につ いて……………	94
〳 第 113 号	令和 4 年度奈良市水道事業会計未処分利益剰余金の処 分について……………	97
〳 第 114 号	財産の取得について……………	98

奈良市議案第 1 1 5 号	財産の取得について……………	99
〃    第 1 1 6 号	財産の取得について……………	100
〃    第 1 1 7 号	工事請負契約の締結について……………	101
〃    第 1 1 8 号	工事請負契約の締結について……………	105
〃    第 1 1 9 号	教育委員会の委員の任命について……………	111
〃    第 1 2 0 号	公平委員会の委員の選任について……………	113
奈良市諮問第 4 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	115
〃    第 5 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	117
〃    第 6 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	119
〃    第 7 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	121
〃    第 8 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	123



## 令和4年度決算に基づく奈良市財政の 健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和4年度決算に基づく奈良市財政の健全化判断比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和5年9月6日提出

奈良市長 仲川元庸

（単位：％）

比率名	令和4年度決算に基づく 健全化判断比率	早期健全化基準
実質赤字比率	—	11.25
連結実質赤字比率	—	16.25
実質公債費比率（3か年平均）	9.5	25.0
将来負担比率	90.0	350.0

### 備考

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字額がないため、「—」と記載している。

## 令和4年度決算に基づく奈良市公営企業の 資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和4年度決算に基づく奈良市公営企業の資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和5年9月6日提出

奈良市長 仲川元庸

（単位：％）

会計の名称		令和4年度決算に 基づく資金不足比率	経営健全化基準
法 適 用	水道事業会計	—	20.0
	下水道事業会計	—	
	病院事業会計	—	

備考

資金不足比率は、資金不足額がないため、「—」と記載している。



## 奈良市第5次総合計画の実施状況（令和4年度）の報告について

奈良市第5次総合計画の実施状況（令和4年度）について、奈良市行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例（平成22年奈良市条例第20号）第5条の規定により、次のとおり報告する。

令和5年9月6日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 奈良市第5次総合計画実施状況（令和4年度）（別冊）

## 市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年9月6日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 改良住宅明渡し及び滞納家賃等の支払請求に関する訴えの提起について

## 市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

令和5年7月13日

奈良市長 仲川元庸

記

- 1 改良住宅明渡し及び滞納家賃等の支払請求に関する訴えの提起について

## 改良住宅明渡し及び滞納家賃等の支払請求に 関する訴えの提起について

本市は、改良住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払いを求めるため、次のとおり裁判所に訴えを提起する。

### 1 訴えを提起する相手方の住所及び氏名

別表のとおり

### 2 訴えの要旨

別表に記載する者を相手方として、次の判決及び仮執行の宣言を求める。

- (1) 改良住宅を明渡し、かつ原状に復し、奈良市改良住宅条例第5条で準用する奈良市営住宅条例第38条第4項の規定により徴収する金銭を支払え。
- (2) 滞納家賃及びこれに対する遅延損害金を支払え。
- (3) 訴訟費用は被告の負担とする。

### 3 訴訟遂行の方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人と定める。
- (2) 判決の結果、必要がある場合は上訴する。
- (3) 本市は、上記の訴訟において必要があるときは、適当と認める条件で当事者と和解することができる。

別 表

番号	住 所	氏 名	住宅名及び住宅番号	請求の原因
1				家賃滞納

## 市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年9月6日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

# 市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和5年7月4日

奈良市長 仲川元庸

## 記

### 和解及び損害賠償の額の決定について

令和5年2月1日午前9時10分頃、奈良市佐保台西町地内において発生した、本市の公用車が相手方の軽自動車と接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 478,170円

## 市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年9月6日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について



# 市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和5年7月4日

奈良市長 仲川元庸

## 記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和5年3月21日午後6時30分頃、奈良市立富雄中学校において発生した、駐車スペースの溝蓋の跳ね上がりにより、相手方の普通自動車が脱輪し、車体底面等が損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 928,319円

## 市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年9月6日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

## 市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和5年7月4日

奈良市長 仲川元庸

### 記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和5年5月15日午前8時50分頃、奈良市東九条町地内において発生した、本市の公用車が民家の外構フェンスに接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 95,700円

## 市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年9月6日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

# 市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和5年7月13日

奈良市長 仲川元庸

## 記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和5年4月11日午前11時30分頃、奈良市柳生下町地内において発生した、本市の公用車が店舗兼住宅の庇に接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 454,300円

## 市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年9月6日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

# 市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和5年7月14日

奈良市長 仲川元庸

## 記

### 和解及び損害賠償の額の決定について

令和4年12月31日正午頃、奈良市西大寺国見町一丁目地内において発生した、本市の公用車がマンションのごみ集積所の扉に接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 869,000円

## 市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年9月6日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について



# 市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和5年7月14日

奈良市長 仲川元庸

## 記

### 和解及び損害賠償の額の決定について

令和5年5月15日午前8時41分頃、奈良市六条西一丁目地内において発生した、本市の公用車が相手方の軽自動車に接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 172,947円

## 市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年9月6日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

## 市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和5年7月20日

奈良市長 仲川元庸

### 記

#### 和解及び損害賠償の額の決定について

令和5年3月19日午前0時頃、奈良市押熊町地内において発生した、市道上で外れた車線分離標の台座の跳ね上がりにより、走行していた相手方の軽自動車のフェンダーが損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 61,353円

## 市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年9月6日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

## 市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和5年7月28日

奈良市長 仲川元庸

### 記

#### 和解及び損害賠償の額の決定について

令和5年4月30日午後2時頃、奈良市山陵町地内において発生した、市道上の補修済みのアスファルト破片が跳ね上がったことにより、走行していた相手方の普通自動車の底面が損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 705,100円

市長専決処分の報告及び承認を  
求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

令和5年9月6日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 令和5年度奈良市一般会計補正予算（第3号）

# 市長専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

令和5年7月14日

奈良市長 仲川元庸

記

- 1 令和5年度奈良市一般会計補正予算（第3号）

## 令和5年度奈良市一般会計 補正予算（第3号）

令和5年度奈良市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ446,905千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ153,903,153千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。



第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
21. 繰越金		千円 21,417	千円 172,905	千円 194,322
	1. 繰越金	21,417	172,905	194,322
23. 市債		14,941,900	274,000	15,215,900
	1. 市債	14,941,900	274,000	15,215,900
歳入合計		153,456,248	446,905	153,903,153

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 衛生費		千円 13,334,097	千円 446,905	千円 13,781,002
	3. 清掃費	5,820,064	446,905	6,266,969
歳出合計		153,456,248	446,905	153,903,153

第2表 地方債補正

1. 変更分

起債の目的	限 度 額	
	補正前	補正後
清掃施設整備事業	千円 293,000	千円 567,000
計	14,941,900	15,215,900

1. 一般会計  
 (1) 一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第3号)

1. 総括

( 歳 入 ) (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
21 繰越金	21,417	172,905	194,322
23 市債	14,941,900	274,000	15,215,900
歳 入 合 計	153,456,248	446,905	153,903,153

( 歳 出 )

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		一般財源
				国県支出金	地方債 その他	
4 衛生費	13,334,097	446,905	13,781,002	274,000	172,905	
歳 出 合 計	153,456,248	446,905	153,903,153	274,000	172,905	
				一般財源内訳	繰越金	172,905

2. 歳入

第21款 繰越金

第1項 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 繰越金	21,417	172,905	194,322	1 繰越金	172,905	歳計剰余繰越金	
計	21,417	172,905	194,322				

第21款 繰越金

第23款 市債

第1項 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
3 衛生債	429,500	274,000	703,500	2 清掃施設整備 事業債	274,000	ごみ処理施設整備事業債	
計	14,941,900	274,000	15,215,900				

第23款 市債

3. 歳出  
第4款 衛生費

第3項 清掃費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節			説明
					区分	金額	金額	
4 環境清美工場 維持管理費	1,630,775	446,905	2,077,680	特定財源 (内訳) 市債 一般財源 274,000 274,000 172,905	11 役務費	81,100	工場事務経費 工場維持補修経費 172,905 274,000	
					12 委託料	90,100		
					14 工事請負費	274,000		
					18 負担金補助及 び交付金	1,705		
計	5,820,064	446,905	6,266,969	特定財源 一般財源 274,000 172,905				

第4款 衛生費

(2) 地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

( 単位 千円 )

区 分	補 正 前		補 正 後	
	当該年度中増減見込み	当該年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み	当該年度末現在高見込額
	当該年度中起債見込額		当該年度中起債見込額	
1. 普 通 債	11,765,800	99,657,764	12,039,800	99,931,764
(4) そ の 他	2,178,900	36,954,985	2,452,900	37,228,985
合 計	14,941,900	186,352,394	15,215,900	186,626,394

## 令和5年度奈良市一般会計 補正予算（第4号）

令和5年度奈良市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,864,131千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ155,767,284千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年9月6日提出

奈良市長 仲川元庸



第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16. 国庫支出金		33,717,595 <sup>千円</sup>	320,030 <sup>千円</sup>	34,037,625 <sup>千円</sup>
	1. 国庫負担金	21,626,512	199,000	21,825,512
	4. 国庫交付金	8,332,469	121,030	8,453,499
17. 県支出金		10,596,966	△ 109,202	10,487,764
	2. 県補助金	1,846,722	30,500	1,877,222
	4. 県交付金	2,042,449	△ 139,702	1,902,747
19. 寄附金		736,440	70,000	806,440
	1. 寄附金	736,440	70,000	806,440
20. 繰入金		1,492,968	25,000	1,517,968
	2. 基金繰入金	1,364,907	25,000	1,389,907
21. 繰越金		194,322	1,399,103	1,593,425
	1. 繰越金	194,322	1,399,103	1,593,425
23. 市債		15,215,900	159,200	15,375,100
	1. 市債	15,215,900	159,200	15,375,100
歳 入 合 計		153,903,153	1,864,131	155,767,284

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総務費		17,345,601 <sup>千円</sup>	180,000 <sup>千円</sup>	17,525,601 <sup>千円</sup>
	1. 総務管理費	11,782,637	5,000	11,787,637
	2. 企画費	2,659,652	110,000	2,769,652
	3. 徴税费	1,479,556	65,000	1,544,556

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		69,701,849 <sup>千円</sup>	697,664 <sup>千円</sup>	70,399,513 <sup>千円</sup>
	1. 社会福祉費	32,996,456	178,098	33,174,554
	2. 児童福祉費	23,628,403	427,410	24,055,813
	3. 生活保護費	12,880,821	92,156	12,972,977
4. 衛生費		13,781,002	884,723	14,665,725
	1. 保健衛生費	5,864,121	742,505	6,606,626
	2. 保健所費	1,498,086	142,218	1,640,304
9. 土木費		11,271,476	28,600	11,300,076
	2. 道路橋梁費	3,689,475	3,600	3,693,075
	4. 都市計画費	5,329,845	25,000	5,354,845
11. 教育費		15,711,923	30,144	15,742,067
	1. 教育総務費	5,254,339	4,479	5,258,818
	6. 社会教育費	1,668,868	25,665	1,694,533
12. 災害復旧費		63,000	43,000	106,000
	2. 土木施設 災害復旧費	31,000	43,000	74,000
歳出合計		153,903,153	1,864,131	155,767,284

第2表 債務負担行為補正

1. 追加分

事項	期間	限度額
環境清美工場改修工事	令和5年度から 令和8年度まで	14,000,000 <sup>千円</sup>
富雄丸山古墳出土遺物 保存処理等業務委託	令和5年度から 令和6年度まで	25,000

2. 変更分

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
私立保育所施設整備費補助事業	令和5年度から 令和6年度まで	47,141 <sup>千円</sup>	令和5年度から 令和6年度まで	50,781 <sup>千円</sup>
私立認定こども園施設整備費補助事業	令和5年度から 令和6年度まで	251,374	令和5年度から 令和6年度まで	261,812

第3表 地方債補正

1. 変更分

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
文化振興施設整備事業	329,700 <sup>千円</sup>	369,700 <sup>千円</sup>
福祉施設整備事業	501,500	577,700
災害復旧事業	42,000	85,000
計	15,215,900	15,375,100

令和5年度奈良市国民健康保険  
特別会計補正予算（第2号）

令和5年度奈良市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ11,642千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37,331,642千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月6日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 繰越金		千円 —	千円 11,642	千円 11,642
	1. 繰越金	—	11,642	11,642
歳入合計		37,320,000	11,642	37,331,642

(註) 「第6款 諸収入」を「第7款 諸収入」に改める。

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 諸支出金		千円 31,307	千円 11,642	千円 42,949
	1. 還付及び 還付加算金	30,807	11,642	42,449
歳出合計		37,320,000	11,642	37,331,642

令和5年度奈良市介護保険  
特別会計補正予算（第1号）

令和5年度奈良市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ516,823千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36,116,823千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月6日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 繰越金		千円 —	千円 516,823	千円 516,823
	1. 繰越金	—	516,823	516,823
歳入合計		35,600,000	516,823	36,116,823

(註) 「第7款 諸収入」を「第8款 諸収入」に改める。

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 諸支出金		千円 147,574	千円 516,823	千円 664,397
	1. 償還金及び 還付加算金	35,435	516,823	552,258
歳出合計		35,600,000	516,823	36,116,823

1. 一般会計  
 (1) 一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第4号)

1. 総括

( 歳 入 )

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	33,717,595	320,030	34,037,625
17 県支出金	10,596,966	△109,202	10,487,764
19 寄附金	736,440	70,000	806,440
20 繰入金	1,492,968	25,000	1,517,968
21 繰越金	194,322	1,399,103	1,593,425
23 市債	15,215,900	159,200	15,375,100
歳 入 合 計	153,903,153	1,864,131	155,767,284



( 歳 出 )

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
2 総務費	17,345,601	180,000	17,525,601		40,000	70,000	70,000	
3 民生費	69,701,849	697,664	70,399,513	11,828	76,200		609,636	
4 衛生費	13,781,002	884,723	14,665,725	199,000			685,723	
9 土木費	11,271,476	28,600	11,300,076			25,000	3,600	
11 教育費	15,711,923	30,144	15,742,067				30,144	
12 災害復旧費	63,000	43,000	106,000		43,000		—	
歳 出 合 計	153,903,153	1,864,131	155,767,284	210,828	159,200	95,000	1,399,103	
				一般財源内訳		繰越金		1,399,103

2. 歳入

第16款 国庫支出金

第1項 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 衛生費国庫負担金	1,449,652	199,000	1,648,652	4 予防費負担金	199,000	新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金
計	21,626,512	199,000	21,825,512			

第16款 国庫支出金

第16款 国庫支出金

第4項 国庫交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2 民生費国庫交付金	4,336,739	121,030	4,457,769	4 認定こども園施設整備事業費交付金	107,284	保育所等整備交付金 就学前教育・保育施設整備交付金	△330,506 437,790
				9 児童福祉施設整備事業費交付金	13,746	保育所等整備交付金 就学前教育・保育施設整備交付金	△178,089 191,835
計	8,332,469	121,030	8,453,499				

第16款 国庫支出金

第17款 県支出金

第2項 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2 民生費県補助金	1,609,147	30,500	1,639,647	4 高齢者福祉施設整備事業費補助金	30,500	老人福祉施設等施設整備費補助金	
計	1,846,722	30,500	1,877,222				

第17款 県支出金

第17款 県支出金

第4項 県交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費県交付金	1,744,414	△139,702	1,604,712	8 認定こども園施設整備事業費交付金	△139,702	認定こども園施設整備交付金
計	2,042,449	△139,702	1,902,747			

第17款 県支出金

第19款 寄附金

第1項 寄附金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 総務費寄附金	85,640	70,000	155,640	1 まち・ひと・しごと創生寄附金	70,000	まち・ひと・しごと創生寄附金
計	736,440	70,000	806,440			

第19款 寄附金

第20款 繰入金

第2項 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
10 まち・ひと・しごと 創生基金繰入金	—	25,000	25,000	1 まち・ひと・ しごと創生基 金繰入金	25,000	まち・ひと・しごと創生基金繰入金
計	1,364,907	25,000	1,389,907			

第20款 繰入金

第21款 繰越金

第1項 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	194,322	1,399,103	1,593,425	1 繰越金	1,399,103	歳計剰余繰越金
計	194,322	1,399,103	1,593,425			

第21款 繰越金



第23款 市債 第1項 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務債	2,124,500	40,000	2,164,500	2 文化振興施設整備事業債	40,000	文化振興施設整備事業債
2 民生債	501,500	76,200	577,700	1 福祉施設整備事業債	76,200	児童福祉施設整備事業債
10 災害復旧債	42,000	43,000	85,000	1 災害復旧事業債	43,000	土木施設災害復旧事業債
計	15,215,900	159,200	15,375,100			

第23款 市債

3. 歳出  
第2款 総務費

第1項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
8 自治振興及び出張所並びに連絡所費	338,308	3,000	341,308	一般財源 3,000	13 使用料及び賃借料	3,000	北部出張所管理経費
9 市民生活対策費	41,431	2,000	43,431	一般財源 2,000	18 負担金補助及び交付金	2,000	地域防犯活動推進経費
計	11,782,637	5,000	11,787,637	特定財源 0 一般財源 5,000			

第2款 総務費

## 第2款 総務費

## 第2項 企画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
6 文化振興施設 整備事業費	335,660	40,000	375,660	特定財源 40,000 (内訳) 市債 40,000	14 工事請負費	40,000	文化振興施設整備事業
8 まち・ひと・ しごと創生基 金費	—	70,000	70,000	特定財源 70,000 (内訳) 寄附金 70,000	24 積立金	70,000	まち・ひと・しごと創生基金経費
計	2,659,652	110,000	2,769,652	特定財源 110,000 一般財源 0			

## 第2款 総務費

第2款 総務費

第3項 徴税費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 賦課徴収費	616,082	65,000	681,082	一般財源 65,000	22 償還金利子及 び割引料	65,000	自主納税促進経費
計	1,479,556	65,000	1,544,556	特定財源 0 一般財源 65,000			

第2款 総務費

第3款 民生費

第1項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 社会福祉総務費	2,768,127	147,598	2,915,725	一般財源 147,598	22 償還金利子及び割引料	147,598	社会福祉事務経費
9 高齢者福祉施設整備事業費	—	30,500	30,500	特定財源 (内訳) 県支出金 30,500	18 負担金補助及び交付金	30,500	老人福祉施設等整備費補助事業
計	32,996,456	178,098	33,174,554	特定財源 一般財源 30,500 147,598			

第3款 民生費

第3款 民生費

第2項 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 児童福祉総務費	2,398,546	369,945	2,768,491	一般財源 369,945	22 償還金利子及び割引料	369,945	児童福祉事務経費
9 児童福祉施設整備事業費	506,917	20,619	527,536	特定財源 (内訳) 国庫支出金 13,746 市債 6,900 一般財源 △27	18 負担金補助及び交付金	20,619	児童福祉施設整備費補助事業
10 認定こども園施設整備事業費	797,198	36,846	834,044	特定財源 (内訳) 国庫支出金 107,284 県支出金 △139,702 市債 69,300 一般財源 △36	18 負担金補助及び交付金	36,846	認定こども園施設整備費補助事業
計	23,628,403	427,410	24,055,813	特定財源 57,528 一般財源 369,882			

第3款 民生費

第3款 民生費

第3項 生活保護費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 生活保護総務費	568,821	92,156	660,977	一般財源 92,156	22 償還金利子及び 引料	92,156	生活保護運営対策事業経費
計	12,880,821	92,156	12,972,977	特定財源 一般財源 92,156			

第3款 民生費

## 第4款 衛生費

## 第1項 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 保健衛生総務費	681,585	36,636	718,221	一般財源 36,636	22 償還金利子及び割引料	36,636	保健衛生事務経費
2 予防費	2,579,151	705,869	3,285,020	特定財源 (内訳) 国庫支出金 199,000 一般財源 506,869	21 補償補填及び賠償金	199,000	予防接種経費
					22 償還金利子及び割引料	506,869	
計	5,864,121	742,505	6,606,626	特定財源 199,000 一般財源 543,505			

## 第4款 衛生費



第4款 衛生費

第2項 保健所費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 保健所総務費	649,898	142,218	792,116	一般財源 142,218	22 償還金利子及 び割引料	142,218	保健所事務経費 120,852 衛生検査経費 21,366
計	1,498,086	142,218	1,640,304	特定財源 0 一般財源 142,218			

第4款 衛生費

第9款 土木費

第2項 道路橋梁費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 道路橋梁維持費	1,174,044	3,600	1,177,644	一般財源 3,600	18 負担金補助及び交付金	3,600	道路橋梁維持補修経費
計	3,689,475	3,600	3,693,075	特定財源 0 一般財源 3,600			

第9款 土木費

第9款 土木費

第4項 都市計画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
10 公園事業費	905,167	25,000	930,167	特定財源 25,000  (内訳) 繰入金 25,000	12 委託料	25,000	公園整備単独事業
計	5,329,845	25,000	5,354,845	特定財源 25,000 一般財源 0			

第9款 土木費

第11款 教育費

第1項 教育総務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 教育委員会費	1,463,344	4,479	1,467,823	一般財源 4,479	22 償還金利子及び 引料	4,479	教育委員会事務経費
計	5,254,339	4,479	5,258,818	特定財源 0 一般財源 4,479			

第11款 教育費

第11款 教育費

第6項 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明	
					区分	金額		
6 文化財費	228,295	25,665	253,960	一般財源 25,665	7	報償費	130	輝くNARA歴史資産活用経費
					10	需用費	321	
					11	役員費	638	
					12	委託料	22,645	
					13	使用料及び賃借料	1,895	
					15	原材料料費	36	
計	1,668,868	25,665	1,694,533	特定財源 一般財源 25,665				

第11款 教育費

第12款 災害復旧費

第2項 土木施設災害復旧費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 土木施設災害 復旧事業費	31,000	43,000	74,000	43,000 特定財源 (内訳) 市債	12 委託料 14 工事請負費	12,500 30,500	道路災害復旧単独事業
計	31,000	43,000	74,000	43,000 特定財源 一般財源			

第12款 災害復旧費

(2) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(1. 追加分)

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源				
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源	
環境清美工場改修工事	14,000,000			令和5年度 から 令和8年度 まで	14,000,000		14,000,000			-
富雄丸山古墳出土遺物 保存処理等業務委託	25,000			令和5年度 から 令和6年度 まで	25,000					25,000

(2. 変更分)		(○印は変更後の額を示す。)				(単位 千円)			
		限度額	前年度末までの支出(見込)額	当該年度以降の支出予定額	左の財源内訳			一般財源	
事	項	額	期	金額	期間	金額	特定財源		
			間	額	間	額	国県支出金	地方債	その他
私立整備施設	保育補助施設	○ 50,781			○ 50,781	○ 33,854	○ 16,900	○	27
		47,141			47,141	31,427	15,700		14
私立施設	認定こども園整備補助事業	○ 261,812			○ 261,812	○ 174,542	87,000	○	270
		251,374			251,374	167,583	83,500		291



(3) 地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調査

( 単位 千円 )

区 分	補 正 前		補 正 後	
	当該年度中増減見込み	当該年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み	当該年度末現在高見込額
	当該年度中起債見込額		当該年度中起債見込額	
1. 普 通 債	12,039,800	99,931,764	12,156,000	100,047,964
(2) 教 育	5,481,600	29,846,117	5,521,600	29,886,117
(4) そ の 他	2,452,900	37,228,985	2,529,100	37,305,185
2. 災 害 復 旧 債	42,000	203,979	85,000	246,979
(1) 土 木	31,000	181,303	74,000	224,303
合 計	15,215,900	186,626,394	15,375,100	186,785,594

2. 国民健康保険特別会計  
 (1) 国民健康保険特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第2号)

1. 総括

(単位：千円)

( 歳 入 )	款	補正前の額	補正額	計
6	繰越金	-	11,642	11,642
	歳 入 合 計	37,320,000	11,642	37,331,642

( 歳 出 )

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他
7 諸支出金	31,307	11,642	42,949			11,642
歳 出 合 計	37,320,000	11,642	37,331,642			11,642
				一般財源内訳	繰越金	11,642

2. 歳入

第6款 繰越金

第1項 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	—	11,642	11,642	1 繰越金	11,642	歳計剰余繰越金
計	—	11,642	11,642			

国民健康保険特別会計

3. 歳出  
第7款 諸支出金

第1項 還付及び還付加算金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 償還金	—	11,642	11,642	一般財源 11,642	22 償還金利子及 び割引料	11,642	国民健康保険償還金
計	30,807	11,642	42,449	特定財源 — 一般財源 11,642			

国民健康保険特別会計

3. 介護保険特別会計  
(1) 介護保険特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第1号)

1. 総括

( 歳 入 )

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
7 繰越金	-	516,823	516,823
歳 入 合 計	35,600,000	516,823	36,116,823

( 歳 出 )

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他
5 諸支出金	147,574	516,823	664,397			一 般 財 源
歳 出 合 計	35,600,000	516,823	36,116,823			516,823
						繰越金
						516,823

一般財源内訳 繰越金 516,823

2. 歳入

第7款 繰越金

第1項 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 繰越金	—	516,823	516,823	1 繰越金	516,823	歳計剰余繰越金
計	—	516,823	516,823			

介護保険特別会計



3. 歳出  
第5款 諸支出金

第1項 償還金及び還付加算金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 償還金	—	516,823	516,823	一般財源 516,823	償還金利子及 び割引料 22	516,823	償還金経費
計	35,435	516,823	552,258	特定財源 一般財源 516,823			

介護保険特別会計

令和5年度奈良市病院事業会計  
補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和5年度奈良市病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和5年度奈良市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 病院事業収益	2,058,326千円	44,940千円	2,103,266千円
第4項 特別利益	—	44,940千円	44,940千円
	支	出	
第1款 病院事業費用	2,116,800千円	44,940千円	2,161,740千円
第4項 特別損失	700千円	44,940千円	45,640千円

令和5年9月6日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

## 附 属 書 類

1. 令和5年度 奈良市病院事業会計補正予算（第1号）実施計画
2. 令和5年度 奈良市病院事業会計補正予算（第1号）参考書

令和5年度奈良市病院事業会計  
補正予算（第1号）実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 病院事業収			2,058,326	44,940	2,103,266	
	4. 特別利益		—	44,940	44,940	
		1. 過年度損益修正益	—	44,940	44,940	指定管理者からの返還金

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 病院事業費			2,116,800	44,940	2,161,740	
	4. 特別損失		700	44,940	45,640	
		1. 過年度損益修正損	700	44,940	45,640	過年度県補助金返還

令和5年度奈良市病院事業会計  
補正予算（第1号）参考書

収益的収入及び支出

収 入

（単位：千円）

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考	
1. 病院事業 収 益				2,058,326	44,940	2,103,266		
	4. 特別利益			—	44,940	44,940		
		1. 過年度損益 修 正 益			—	44,940	44,940	
				過年度損益 修 正 益	—	44,940	44,940	

支 出

（単位：千円）

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考	
1. 病院事業 費 用				2,116,800	44,940	2,161,740		
	4. 特別損失			700	44,940	45,640		
		1. 過年度損益 修 正 損			700	44,940	45,640	
				過年度損益 修 正 損	700	44,940	45,640	

## 奈良市まち・ひと・しごと創生基金条例の制定について

奈良市まち・ひと・しごと創生基金条例を次のように制定しようとする。

令和5年9月6日提出

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市まち・ひと・しごと創生基金条例

#### (設置)

第1条 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号の規定に基づくまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の実施に必要な資金を積み立てるため、奈良市まち・ひと・しごと創生基金（以下「基金」という。）を設置する。

#### (積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げるものとする。

- (1) 前条の目的のための寄附金
- (2) 奈良市一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額

#### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

#### (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

#### (繰替運用等)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、その設置目的を達成するために必要な財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業を安定的に実施するための財源を確保するため、奈良市まち・ひと・しごと創生基金を設置し、その管理等について定めようとするものである。

## 奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和5年9月6日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年奈良市条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則第4項の前の見出し並びに同項及び附則第5項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

新型コロナウイルス感染症が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づき、同法の新型インフルエンザ等感染症と認められなくなり、5類感染症に位置づけられることとなったことから、防疫等業務手当の特例措置を廃止しようとするものである。



生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を  
図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行に伴う  
関係条例の整備に関する条例の制定について

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を  
図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行に伴う  
関係条例の整備に関する条例を次のように制定しようとする。

令和5年9月6日提出

奈良市長 仲川元庸

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を  
図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行に伴う  
関係条例の整備に関する条例

(奈良市手数料条例の一部改正)

第1条 奈良市手数料条例(平成12年奈良市条例第4号)の一部を  
次のように改正する。

別表第117項中「又は第3条の3第1項」を「、第3条の3第1項  
又は第3条の4第1項」に改める。

(奈良市興行場法施行条例の一部改正)

第2条 奈良市興行場法施行条例(平成24年奈良市条例第58号)  
の一部を次のように改正する。

第2条第1項ただし書及び同項第6号を削り、同条第2項  
ただし書を削る。

第4条中「営業者」を「興行場営業を営む者(以下「営業者」と  
いう。)」に改める。

。

(奈良市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営の確保に  
関する条例の一部改正)

第3条 奈良市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営の  
確保に関する条例(平成15年奈良市条例第12号)の一部を  
次のように改正する。

第7条第1項及び第2項中「及び第3条の3第3項」を「、  
第3条の3第2項及び第

3条の4第3項」に改める。

第9条中「第5条第3号」を「第5条第1項第4号」に改める。

#### 附 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日から施行する。

#### （提案理由）

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整備を行おうとするものである。

## 奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる 特定非営利活動法人等を定める条例の一部改正について

奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を次のように改正しようとする。

令和5年9月6日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成25年奈良市条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人奈良芸能文化協会の項中「平成30年10月1日から令和5年9月30日まで」を「令和5年10月1日から令和10年9月30日まで」に改める。

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

（提案理由）

条例別表に規定する特定非営利活動法人の個人市民税の控除対象となる寄附金の支出の期間の変更に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

## 奈良市青少年野外活動センター条例の一部改正について

奈良市青少年野外活動センター条例の一部を次のように改正しようとする。

令和5年9月6日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市青少年野外活動センター条例の一部を改正する条例

奈良市青少年野外活動センター条例（平成元年奈良市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項第2号中「使用承認及び使用制限」を「利用承認及び利用制限」に改め、同項第3号中「又は」を「及び」に改める。

第4条の見出し中「使用者」を「利用者」に改め、同条中「使用する」を「利用する」に、「次の各号に」を「次に」に改める。

第5条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第1項中「使用しよう」を「利用しよう」に改める。

第6条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条各号列記以外の部分中「使用」を「利用」に改め、同条第2号中「使用する」を「利用する」に改め、同条第3号中「施設又は附属設備（以下「施設等」という。）をき損し」を「施設等を毀損し」に改める。

第7条及び第8条を次のように改める。

（利用料金）

第7条 センターの利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

3 前項の規定にかかわらず、特別の理由がある場合は、市長の承認を得て利用料金の額を定めることができる。

4 地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、市長は、指定管理者に利用料金を

当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免)

第8条 指定管理者は、市長が別に定める理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

第12条を第14条とする。

第11条中「使用者」を「利用者」に、「き損し」を「毀損し」に改め、同条を第12条とし、同条の次に次の1条を加える。

(利用権の譲渡等の禁止)

第13条 利用者は、センターを利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

第10条中「使用者」を「利用者」に、「使用を」を「利用を」に、「使用の」を「利用の」に改め、同条を第11条とする。

第9条の見出し中「使用承認」を「利用承認」に改め、同条第1項中「使用」を「利用」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 承認を受けた利用目的以外に利用したとき。

第9条第2項中「使用」を「利用」に改め、同条を第10条とする。

第8条の次に次の1条を加える。

(利用料金の還付)

第9条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が特別な事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

区分	宿泊利用料金（ 宿泊室）（1泊 当たり）	宿泊利用料金（ ロッジ）（1泊 当たり）	宿泊利用料金（ キャンプサイト） （1泊当たり）	日帰り利用料金
	円	円	円	円
3歳から18歳まで	400	350	100	50
19歳以上	1,200	1,000	400	200
備考				

市内に住所を有する者以外の者が利用する場合の利用料金の額は、この表に定めるそれぞれの額に2を乗じて得た額を限度とする。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にこの条例の規定による改正前の奈良市青少年野外活動センター条例第5条の規定により行われた使用承認は、この条例による改正後の奈良市青少年野外活動センター条例第5条の規定により行われた利用承認とみなす。
- 3 この条例による改正後の奈良市青少年野外活動センター条例第7条及び別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

##### (提案理由)

青少年野外活動センターの使用料について、利用料金制を導入するため、所要の規定の整備を行おうとするものである。

## 奈良市火災予防条例の一部改正について

奈良市火災予防条例の一部を次のように改正しようとする。

令和5年9月6日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市火災予防条例の一部を改正する条例

奈良市火災予防条例（昭和37年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第3号の2中「キュービクル式のものにあつては、」を削る。

第12条の2第1項第4号中「雨水等」を「その筐体は雨水等」に改める。

第14条第1項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台の上に設けなければならない。

第14条第3項を次のように改める。

- 3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第14条第4項中「第2項並びに本条第1項」を「第12条の2第1項第4号」に改める。

第54条の2の3第1項及び第4項中「喫煙し」を「みだりに喫煙し」に改め、「みだ

りに」を削る。

第56条第13号中「蓄電池設備」の次に「（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）」を加える。

別表第3 厨房設備の項を次のように改める。

厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	100	15 注	15	15 注	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
				据置型レンジ	21kW以下	100	15 注	15	15 注	
		不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	80	0	—	0	



			据置型レンジ	21kW以下	80	0	—	0
固体燃料	不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50
	不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—	30
上記に分類されないもの		使用温度が800℃以上のもの		—	250	200	300	200
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの		—	150	100	200	100
		使用温度が300℃未満のもの		—	100	50	100	50

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の奈良市火災予防条例（以下「新条例」という。）第14条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に掲げるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第12条第1項第3号の2（新条例第9条の3第1項及び第3項、第12条第3項、第13条第2項及び第3項並びに第14条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第14条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、新条例第14条第1項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 4 新条例第14条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

(提案理由)

関連省令の改正に伴い、蓄電池設備に係る規制を電気エネルギー貯蔵システムの安全性を分類する際に一般的に用いられている蓄電池容量（キロワット時）を用いて区分することとしたほか、所要の改正を行おうとするものである。

## 奈良市立学校設置条例の一部改正について

奈良市立学校設置条例の一部を次のように改正しようとする。

令和5年9月6日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市立学校設置条例の一部を改正する条例

奈良市立学校設置条例（昭和39年奈良市条例第16号）の一部を次のように改正する

。

第2条の表幼稚園の部奈良市立西大寺北幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

奈良市幼保再編計画に基づき、幼稚園の一部を再編するため所要の改正を行おうとするものである。

## 奈良市黒髪山キャンプフィールド条例の一部改正について

奈良市黒髪山キャンプフィールド条例の一部を次のように改正しようとする。

令和5年9月6日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市黒髪山キャンプフィールド条例の一部を改正する条例

奈良市黒髪山キャンプフィールド条例（平成12年奈良市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項第2号中「使用承認及び使用制限」を「利用承認及び利用制限」に改める。

第3条の3第1項第1号ア中「日曜日及び」を「日曜日並びに」に改める。

第4条の見出し中「使用者」を「利用者」に改め、同条中「使用する」を「利用する」に改める。

第5条の見出しを「（利用の承認）」に改め、同条第1項中「使用しよう」を「利用しよう」に改める。

第6条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条各号列記以外の部分中「使用」を「利用」に改め、同条第2号中「使用する」を「利用する」に改め、同条第3号中「き損し」を「毀損し」に改める。

第11条を第14条とする。

第10条の見出し中「使用権」を「利用権」に改め、同条中「使用者」を「利用者」に、「使用する」を「利用する」に改め、同条を第13条とする。

第9条中「使用者」を「利用者」に、「き損し」を「毀損し」に改め、同条を第12条とする。

第8条中「キャンプフィールドの使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）」を「利用者」に、「使用を」を「利用を」に、「使用の」を「利用の」に改め、同条を第11条とする。

第7条の見出し中「使用承認」を「利用承認」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「使用」を「利用」に改め、同項第3号中「使用目的以外に使用した」を「利用目的以外に利用した」に改め、同項第4号中「前条各号」を「第6条各号」に改め、同条第2項中「使用」を「利用」に改め、同条を第10条とする。

第6条の次に次の3条を加える。

(利用料金)

第7条 キャンプフィールドの利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、キャンプフィールドの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

3 前項の規定にかかわらず、特別の理由がある場合は、市長の承認を得て利用料金の額を定めることができる。

4 地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免)

第8条 指定管理者は、市長が別に定める理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

(利用料金の還付)

第9条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が特別な事由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第7条関係）

区分	宿泊利用料金（1泊当たり）	日帰り利用料金
	円	円
3歳から18歳まで	100	50
19歳以上	400	200
備考		

市内に住所を有する者以外の者が利用する場合の利用料金の額は、この表に定めるそれぞれの額に2を乗じて得た額を限度とする。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にこの条例の規定による改正前の奈良市黒髪山キャンプフィールド条例第5条の規定により行われた使用承認は、この条例による改正後の奈良市黒髪山キャンプフィールド条例第5条の規定により行われた利用承認とみなす。
- 3 この条例による改正後の奈良市黒髪山キャンプフィールド条例第7条及び別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金から適用し、同日前のキャンプフィールドの使用については、なお従前の例による。

##### (提案理由)

黒髪山キャンプフィールドの施設の利用について、利用料金制を導入するため、所要の規定の整備を行おうとするものである。

令和4年度奈良市水道事業会計  
未処分利益剰余金の処分について

令和4年度奈良市水道事業会計未処分利益剰余金2,008,190,932円のうち、  
1,000,000,000円を減債積立金に積み立て、また1,000,000,000  
0円を資本金へ組み入れ、残余を繰り越すものとする。

令和5年9月6日提出

奈良市長 仲川元庸

## 財産の取得について

焼却灰等運搬車両整備事業として、次に掲げる物品を取得するものとする。

令和5年9月6日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1. 物品の表示

名 称	種 類	数 量
ブルドーザー	D65PX-18	1 台

2. 契約金額 31,900,000円

3. 契約の相手方 奈良県天理市二階堂上ノ庄町265-1  
コマツカスタマーサポート株式会社奈良支店  
支店長 赤坂 幸男



## 財産の取得について

消防車両整備事業として、次に掲げる物品を取得するものとする。

令和5年9月6日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1. 物品の表示

名 称	種 類	数 量
水槽車	小型動力ポンプ付水槽車	1 台

2. 契約金額 54,835,000円

3. 契約の相手方 兵庫県三田市テクノパーク32番地  
株式会社モリタ関西支店  
支店長 土居 典生

## 財産の取得について

消防車両整備事業として、次に掲げる物品を取得するものとする。

令和5年9月6日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1. 物品の表示

名 称	種 類	数 量
救急自動車	高規格救急自動車	5 台

2. 契約金額 134,475,000円

3. 契約の相手方 奈良市南京終町二丁目269番地

奈良トヨタ株式会社

代表取締役 菊池 攻

## 工事請負契約の締結について

本庁舎北棟外壁改修その他工事及び本庁舎南側広場整備工事について、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の5パーセント以内において変更することができる。

令和5年9月6日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 契約の目的 本庁舎北棟外壁改修その他工事及び本庁舎南側広場整備工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 690,250,000円
- 4 契約の相手方 奈良市三条本町4番32号 中室ビル  
本庁舎北棟外壁改修その他工事及び本庁舎南側広場整備工事  
浅沼・三和特定建設工事共同企業体  
代表者 株式会社浅沼組奈良営業所  
所長 東口 勝彦  
三和建设株式会社  
代表取締役社長 小林 伸嘉

## 本庁舎北棟外壁改修その他工事及び本庁舎南側広場整備工事の概要

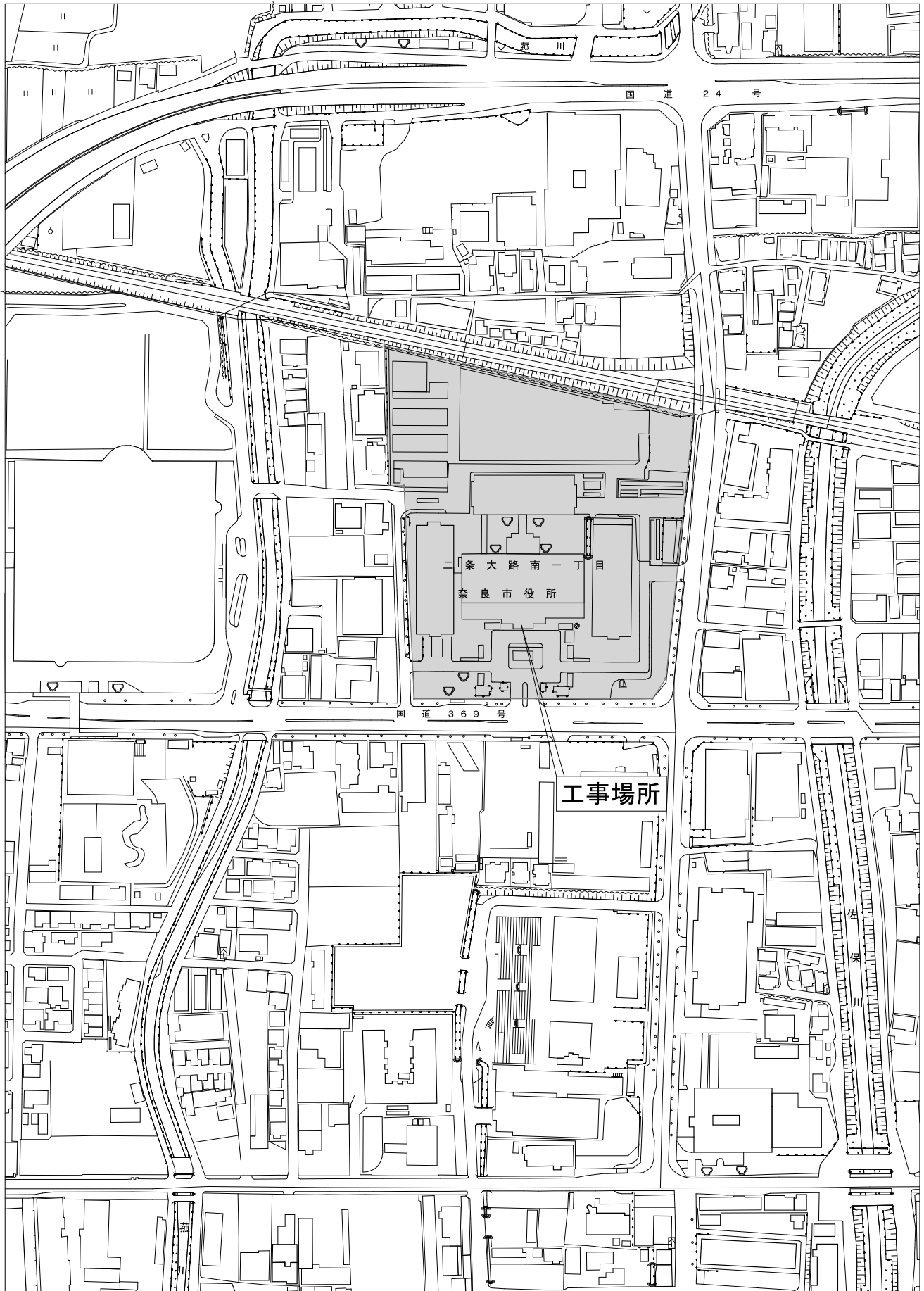
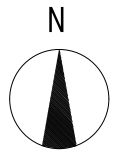
1. 工事場所 奈良市二条大路南一丁目1番1号

### 2. 工事規模

- (1) 建築主体工事 一式
  - 敷地面積 32,576.83㎡
  - 建築面積 14,670.29㎡
  - 延床面積 51,458.33㎡ (自動車車庫等5,952.24㎡含む)
  
- (2) 電気設備工事 一式
  
- (3) 機械設備工事 一式
  
- (4) 昇降機設備工事 一式
  
- (5) 外構整備工事 一式
  
- (6) 西側道路整備工事 一式
  
- (7) 南側広場整備工事 一式

3. 工期 契約の日から令和6年8月30日まで

# 位置図





## 工事請負契約の締結について

鴻ノ池陸上競技場補助競技場改修その他工事について、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の5パーセント以内において変更することができる。

令和5年9月6日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- |          |   |
|----------|---|
| 1 契約の目的  | 鴻ノ池陸上競技場補助競技場改修その他工事                                |
| 2 契約の方法  | 一般競争入札  |
| 3 契約金額   | 220,000,000円  |
| 4 契約の相手方 | 大阪府枚方市養父東町19-20<br>日本フィールドシステム株式会社大阪営業所<br>所長 小川 一樹 |

## 鴻ノ池陸上競技場補助競技場改修その他工事の概要

1. 工事場所 奈良市法蓮佐保山四丁目5番1号

2. 工事規模

(1) 陸上競技施設改修工事 一式

第3種公認陸上競技場継続に係る、日本陸上競技連盟の基準を満たすための改修工事

トラック・フィールドのウレタン舗装及び芝生舗装

ラインマーキング等の整備

(2) トイレ改修工事 一式

(3) 倉庫棟等新設工事 一式

倉庫棟新築工事

構造階数 鉄骨造 平家建

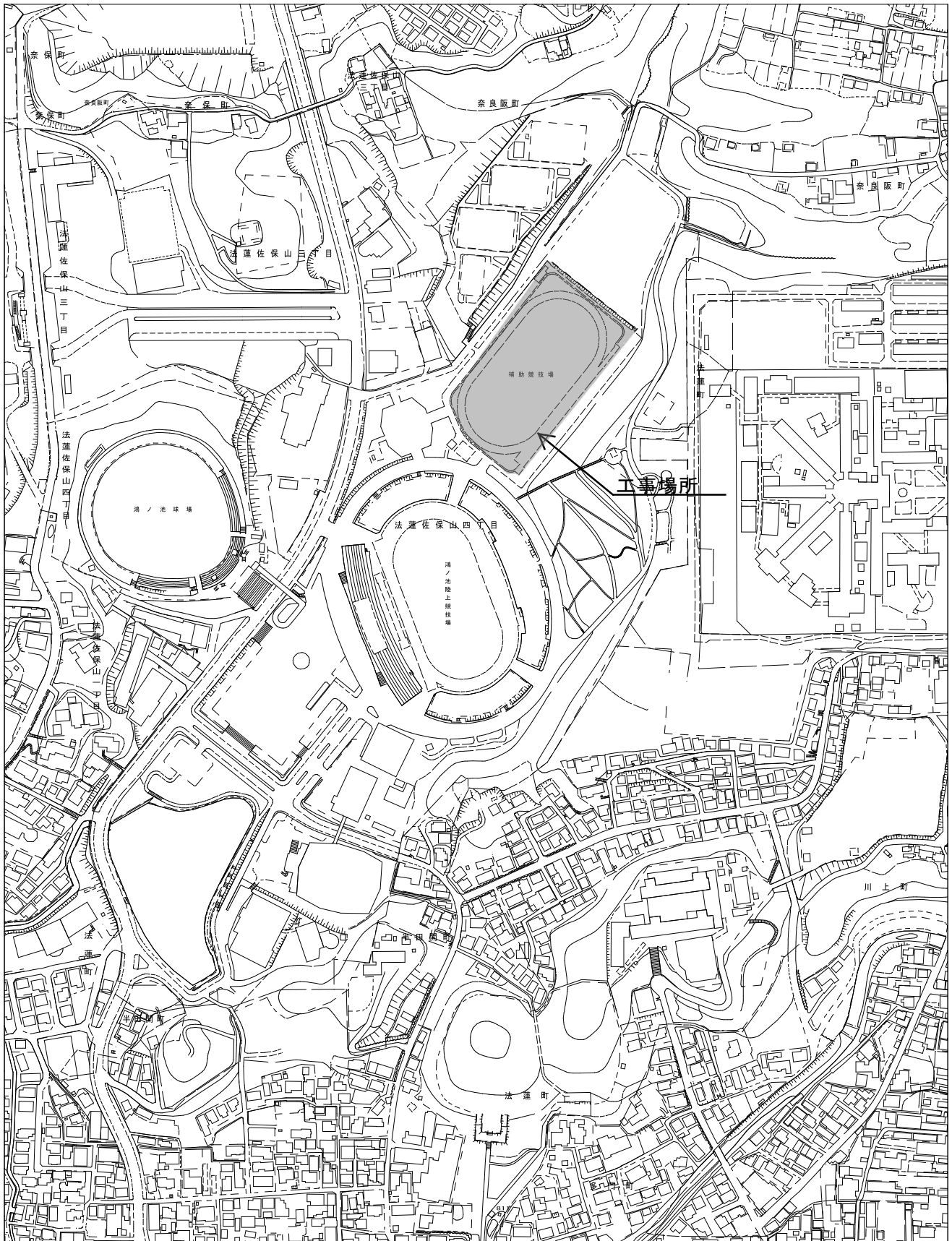
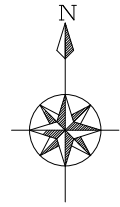
延床面積 31㎡

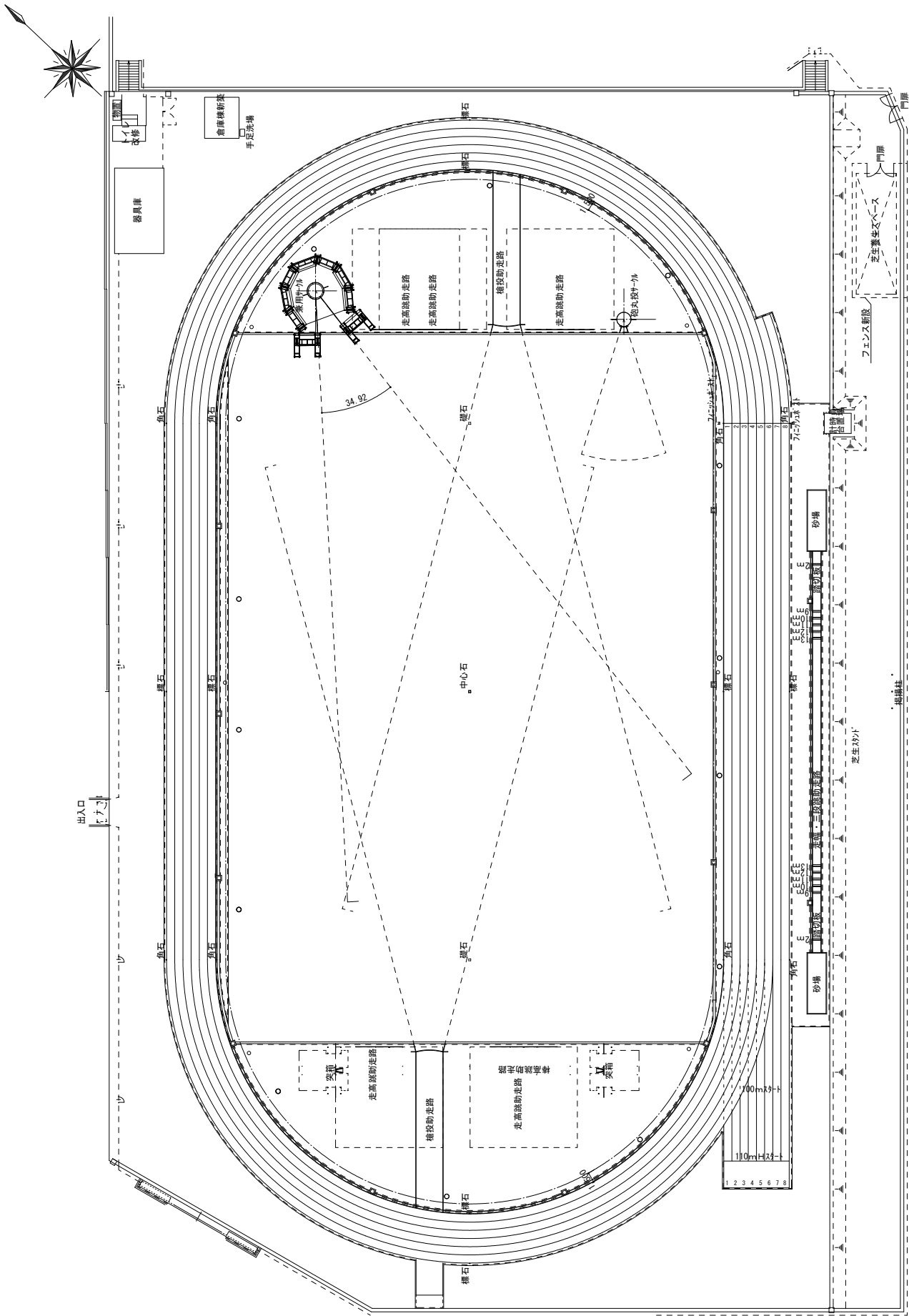
フェンス新設

3. 工期 契約の日から令和6年6月28日まで

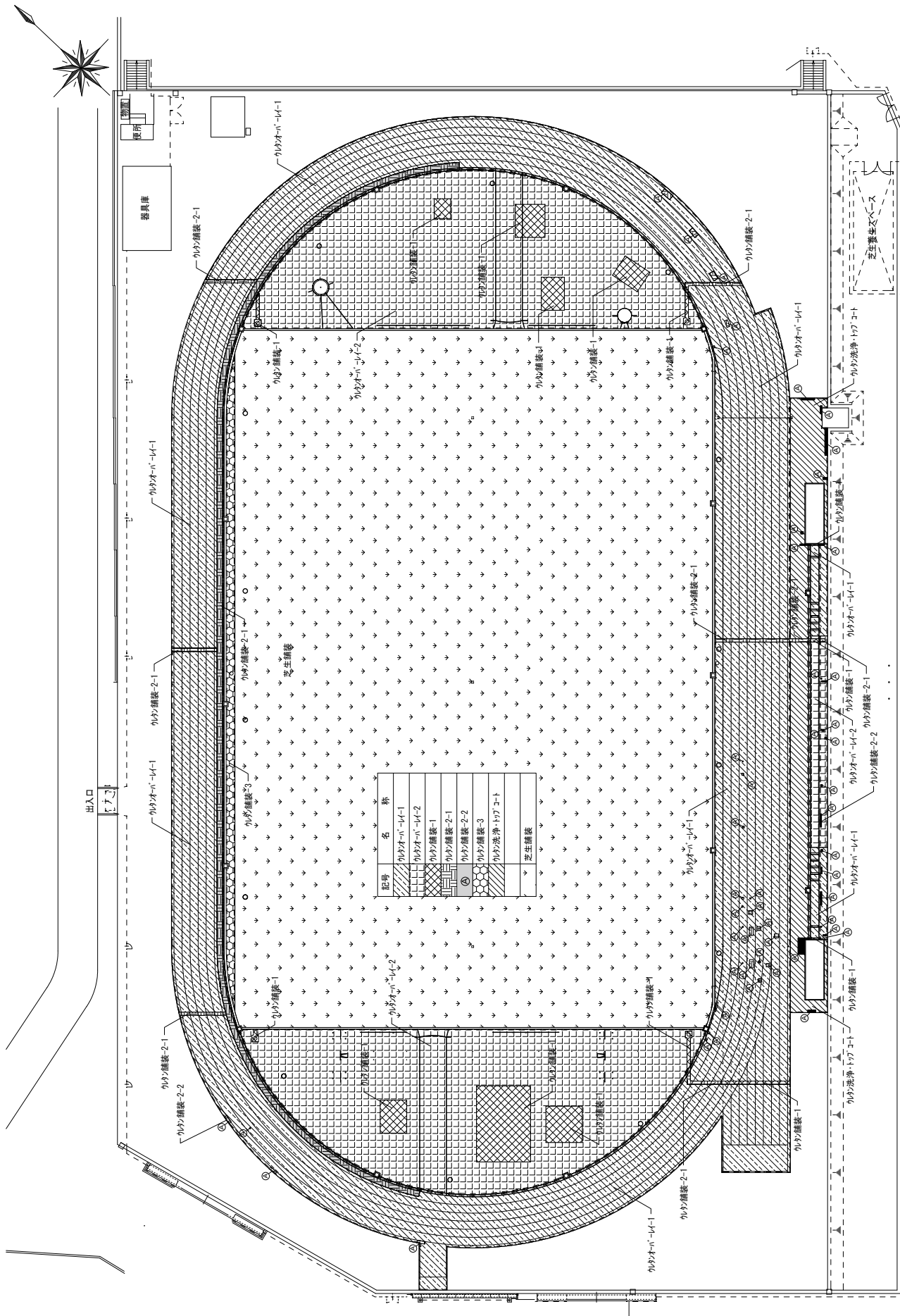


# 位置図

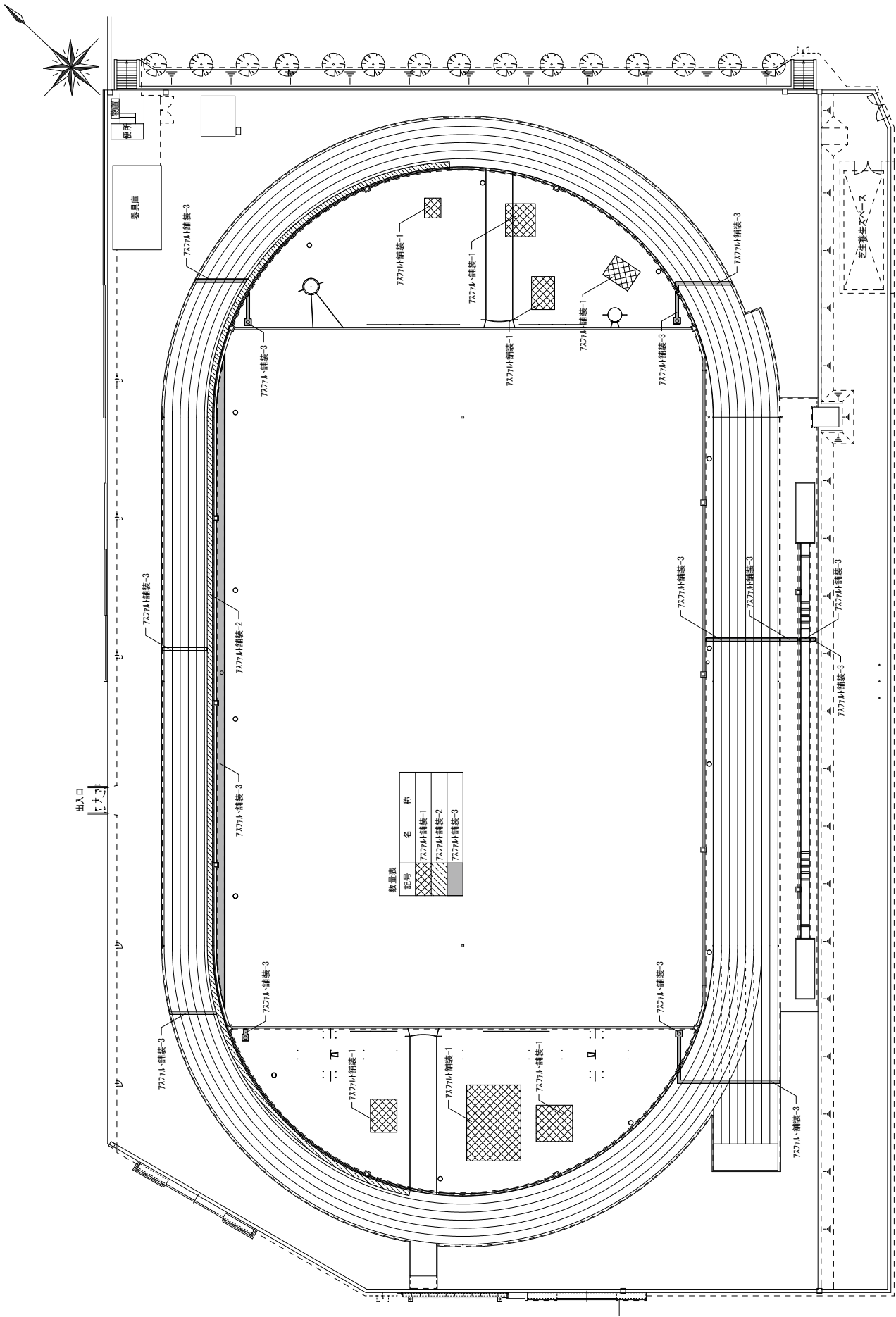




計画平面図



路面区分図 (表層)



出入口

器具庫

芝生舞台式ベース

数量表	名	称
7x27m 鋪裝-1	7x27m 鋪裝-1	
7x27m 鋪裝-2	7x27m 鋪裝-2	
7x27m 鋪裝-3	7x27m 鋪裝-3	

路面区分图 (基層)

## 教育委員会の委員の任命について

教育委員会の委員として、次の者を任命いたしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求めらる。

令和5年9月6日提出

奈良市長 仲川元庸

住所 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■

氏名 あら新井 イスマイル

■■■■■■■■■■■■■■■■



## 公平委員会の委員の選任について

公平委員会の委員として、次の者を選任いたしたいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により議会の同意を求める。

令和5年9月6日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

住 所 

氏 名 むか 向 い 井 まさ 政 ひこ 彦



# 履 歴 書

氏 名 向 井 政 彦

生年月日 ██████████

現住所 ██████████

## 学 歴

██████████ ██████████

## 職 歴

██████████ ██████████  
██████████ ██████████  
██████████ ██████████  
██████████ ██████████  
██████████ ██████████  
██████████ ██████████  
██████████ ██████████  
██████████ ██████████  
██████████ ██████████  
██████████ ██████████



人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を問う。

令和5年9月6日提出

奈良市長 仲川元庸

住 所 

氏 名 みず水 まる丸 き貴 み美 こ子



# 履 歴 書

氏 名 水 丸 貴 美 子

生年月日 [REDACTED]

現住所 [REDACTED]

## 学 歴

[REDACTED] [REDACTED]  
[REDACTED] [REDACTED]

## 職 歴

[REDACTED] [REDACTED]  
[REDACTED] [REDACTED]  
[REDACTED] [REDACTED]  
[REDACTED] [REDACTED]  
[REDACTED] [REDACTED]  
[REDACTED] [REDACTED]  
[REDACTED] [REDACTED]

## 人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を問う。

令和5年9月6日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

住 所 

氏 名 三 谷 誠 一





人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を問う。

令和5年9月6日提出

奈良市長 仲川元庸

住所 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

氏名 米浪 奈美子

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

# 履 歴 書

氏 名 米 浪 奈 美 子

生年月日 ██████████

現住所 ██████████

## 学 歴

██████████ ██████████

## 職 歴

██████████	██████████
██████████	██████████
██████████	██████████
██████████	██████████
██████████	██████████
██████████	██████████
██████████	██████████
██████████	██████████

## 人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を問う。

令和5年9月6日提出

奈良市長 仲川元庸

住 所 

氏 名 なか がわ ゆ み  
中 川 裕 美



履 歴 書

氏 名 中 川 裕 美

生年月日 ■■■■■■■■■■

現住所 ■■■■■■■■■■

学 歴

■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■

職 歴

■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■  
■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■  
■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■  
■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■



## 人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を問う。

令和5年9月6日提出

奈良市長 仲川元庸

住 所 ■■■■■■■■■■

氏 名 にし く ほ しげ み  
西 久 保 繁 巳

■■■■■■■■■■

履 歴 書

氏 名 西 久 保 繁 巳

生年月日 [REDACTED]

現住所 [REDACTED]

学 歴

[REDACTED] [REDACTED]

職 歴

[REDACTED] [REDACTED]  
[REDACTED] [REDACTED]  
[REDACTED] [REDACTED]  
[REDACTED] [REDACTED]  
[REDACTED] [REDACTED]  
[REDACTED] [REDACTED]  
[REDACTED] [REDACTED]  
[REDACTED] [REDACTED]  
[REDACTED] [REDACTED]  
[REDACTED] [REDACTED]  
[REDACTED] [REDACTED]  
[REDACTED] [REDACTED]  
[REDACTED] [REDACTED]  
[REDACTED] [REDACTED]  
[REDACTED] [REDACTED]



